

## 別記様式（第2条関係）

## 会 議 録 （要 旨）

会 議 名	庁 議
開 催 日 時	平成 30 年 3 月 27 日（火）午後 3 時 57 分～午後 4 時 15 分
開 催 場 所	301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：市長、副市長、教育長、企画財務部長、企画財務部財政担当部長、総務部長、市民部長、協働推進部環境担当部長、健康福祉部長、健康福祉部子ども家庭担当部長、健康福祉部高齢・障害担当部長、都市整備部長、都市整備部建設管理担当部長、教育部長、教育部学校教育担当部長、議会事務局長、会計管理者 欠席者：協働推進部長
議 題	1 武蔵村山市国保財政健全化計画（案）について 2 その他
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題 1：原案のとおり決定する。 議題 2：特になし。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）  （発言者） ○印=構成員 ●印=説明員	議題 1 武蔵村山市国保財政健全化計画（案）について （市民部長説明） 国民健康保険制度改革により、平成 30 年度以降の財政運用は東京都が行うこととなる。本改革に伴い、赤字繰入れを行っている国保保険者については、赤字削減・解消計画を策定することとなっている。本市は本計画を提出する市に該当している。本市の計画については、平成 30 年 3 月 16 日に事務協議を行い、同月 23 日に国民健康保険運営協議会から答申をいただいたところである。内容については、市民部保険年金課長から説明する。  （市民部保険年金課長説明） 国保財政健全化計画書は、厚生労働省通知の「国民健康保険の赤字削減・解消計画の策定等について」に基づく赤字削減・解消計画であり、定められた書式となっている。期間については、平成 30 年度から平成 35 年度までに赤字を解消するものと定められているが、6 年間で解消できない場合は、計画期間のうち 6 年間で提出するものとされている。 赤字の発生状況について、赤字発生年度は平成 28 年度の額を記載することとなっている。法定外繰入金については、本市は 703,442 千円である。赤字の原因については、国民健康保険税率の設定が、必要な額を賦課できるものになっていないことによるものである。 赤字削減計画の基本方針について、平成 30 年度当初予算の赤字額

572,251千円を起点としている。解消目標年次は平成41年度までの12年間としている。赤字削減・解消手段の主要事項については3項目を掲げている。

具体的な取組内容としては、国民健康保険税率改定において平成41年度までに赤字解消できるよう計画的な税率改定を行うものとする。医療費適正化のための施策の実施において、第三期特定健康診査等実施計画・第二期データヘルス計画に基づき、生活習慣病の予防を図るとともに、効果的・効率的な保健事業を実施し、被保険者の健康増進を図る。また、収納率の向上策において、自動電話催告メッセージシステム導入に加え、有効な収納確保策を実施する。

年度別の赤字削減予定額について、第1年次である平成30年度は、既に税率改定をしているので0円としている。第2年次以降は、52,023千円又は52,022千円の削減を目標としている。

国保財政健全化計画の第一次計画期間における推計について、平均被保険者数見込みは、社会保険の適用拡大の影響の大きい平成28・29年度の伸び率を除き、平成23年度から平成27年度の5か年の人口に占める加入率の平均減少率-2.07%を用いて算出している。また、収納見込みは、平成30年度予算における見込みを起点とし、東京都国民健康保険運営方針に定められているとおり、毎年0.05ポイントの増加を見込んで算出している。平成30年度から東京都に納付金を納めるが、一般会計繰入金を毎年度計画どおり削減する場合、その分を補うための税率として2%から3%の税率改定が必要となる推計をしている。

平成30年3月23日付の国民健康保険運営協議会からの答申において、計画策定の根拠について記載されている。この計画は、国民健康保険法第82条の2に基づき、東京都が平成29年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針に定められている赤字解消・削減の取組として、策定する必要があるものである。また、検討経過については、計画の策定に当たり、市長から平成30年3月5日付武発第2050号で「武蔵村山市国保財政健全化計画について」諮問があったため、本協議会において法定外繰入金の解消目標年次の設定、法定外繰入金を削減・解消するための手段の主要事項、法定外繰入金の削減目標を達成するための国民健康保険税の影響等について調査・検討を行ったとのことである。審議を行った結果、武蔵村山市国保財政健全化計画について、一定の結論を得たので、ここで答申をいただいている。内容については、先ほど説明した計画書となっている。説明は以上である。

(質 疑)

	<p>○ 国民健康保険税が上がっているのは東京都だけか。</p> <p>● 東京都は今まで国民健康保険税（料）を低く抑えるためにかなりの税金を投入していたため、国が財政支援をしても赤字の解消にはならない。国民健康保険税を上げなければ赤字が解消できない。北海道などでは、ほぼ赤字になっていないので、国の財政支援がある分、国民健康保険料が下がる。</p> <p>○ 毎年国民健康保険税を上げていくのか。</p> <p>● そうである。赤字をなくすために、現在の見込みで毎年 2～3% ほど国民健康保険税を上げる必要がある。</p> <p>○ 医療費適正化の具体策はどのようなものがあるか。</p> <p>● 重症化予防のための生活習慣の改善指導や特定健康診査の受診勧奨を積極的に行うなどがある。</p> <p>○ 特定健康診査の受診率はどのくらいか。</p> <p>● 50%未満である。</p> <p>○ 12 年間の計画をどのタイミングで見直すなどの決まりはあるのか。</p> <p>● 今のところは 6 年で見直す予定であるが、3 年程度で見直しが必要になると思われる。納付金の額や計画期間の延長の可否などにもよる。</p> <p>○ 医療費を抑制していかないと、見直しで国民健康保険税率が上がっていく可能性がある。</p> <p>● 社会的には診療報酬の変動も影響する。</p> <p>○ 被保険者数は減少していく見込みだが、一人当たりの調定額は上がっていくのか。</p> <p>● 被保険者数が減少すると、かかる費用も減少するが、国民健康保険税も減少する。赤字を解消するには、国民健康保険税を上げないと必要額が確保できない。</p> <p>(結 果) 原案のとおり決定する。</p> <p>議題 2 その他 特になし。</p>
--	--

会議録の開示 ・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開 示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ) <input type="checkbox"/> 非 開 示（根拠法令等： )
------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：374）
-------	---------------------

（日本工業規格 A 列 4 番）